

別記様式(第11条関係)



4年 3月 18日

深川市議会議員 鶴岡 恵司 様

会派名 公政クラブ

代表者名 小田 雅一



政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入  
政務活動費 148,693 円

2 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費	100,385	リモートによるセミナー参加
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	48,308	令和3年10月20日 令和4年 3月 8日
人件費		
事務所費		
合計	148,693	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額 0 円



別記様式第5号(第4条関係)

令和4年3月18日

深川市議会議長 鶴岡 恵司 様

会 派 名 公政クラブ

代表者名 小田 雅一



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	①資料購入 3月8日(資料購入費)				
実施場所					
参加者名					
実績額	11,815円(うち交付請求額11,815円)				
内 容	① 会派書籍(控室書架)「地方公共団体のための補助金活用ガイド」定期更新				

別記様式第5号(第4条関係)



令和3年12月24日

深川市議会議長 鶴岡 恵司 様

会 派 名 公政クラブ

代表者名 小田 雅一



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	①調査活動11月2日(研修費) ②資料購入10月20日(資料購入費)				
実施場所	①研修費(リモートによるセミナー参加) ②「地方公共団体のための補助金活用ガイド」内容更新				
参加者名	小田雅一、近沢弘幸、北村 薫、鶴岡恵司				
実績額	136,878円(うち交付請求額 136,878円)				
内 容	① 調査活動～別紙の通り ② 会派書籍(控室書架)「地方公共団体のための補助金活用ガイド」定期更新				

## 政務活動報告書

新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年引き続き例年行っている他自治体への先進地視察が行えず、地方議会オンラインセミナーを受講しました。

日時 11月 2日(火曜日)

場所 深川市役所 東会議室

参加者 小田雅一 近沢弘幸 北村薫 鶴岡恵司

講師 (株)地方議会総合研究所  
代表取締役 廣瀬 和彦

### 講習内容

東京セミナー 10:00～13:00 議員ができること

東京セミナー 14:00～17:00 議会ができること

### 議員ができること

地方議員は住民の直接選挙によって選ばれた、地方公共団体における住民の代表で、特別職の公務員であって、地方公共団体の奉仕者である。

多様な住民の意思をできるだけ、公正かつ忠実に反映することが求められる。議員は、常識をわきまえて言動・行動する性善説のもとに成り立ち、最近は必ずしもそうっていないと、講師の方から指摘がありました。

発言自由の原則で、会議原則は会議運営の積み重ねによって生じた共通ルール

発言自由の原則の制約では、地方自治法 132 条及び標準市議会会議規則 151 条に反する発言は不穏当発言といわれている。

不穏当発言の基準（どこにも明確な基準はなく、議会により判断が違う）

- ① 無礼な発言
- ② 他人の私生活にわたる発言
- ③ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
- ④ 基本的人権を侵害する発言（L B G T等）

不穏当な発言に対する取扱い

議長の発言取消命令と発言者による発言取消し

発言の種類には質問・質疑・討論があり

- ・質問は市勢全般を対象とし疑問点と自己の意見を述べることできる。
- ・質疑は議題となった案件を対象に疑問点だけしか述べることができない。

議案の提出・修正はどこまでできるか  
請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果  
表決権と棄権の捉え方  
請願紹介権の制約と問題等

多様な民意を執行機関に伝え、住民と執行機関の懸け橋になり適正で公正な執行となるよう務めることが求められている。



議会ができること

- ① 議事機関としての役割  
委員会の傍聴・ライブ配信・会議録の開示、施策によって優先順位をつける
- ② 住民の代表機関としての役割  
議会報告会や意見交換会の開催や議会によるパブリックコメントの実施
- ③ 立法機関としての役割  
団体意思決定議案の提案
- ④ 監視機関としての役割  
予算・決算・契約等の議決権限を有する案件の審議等によるチェック

議決権

議会に付与された意思決定権限

調査権

議会が有する調査権は、事務検査権、監査請求権、100条調査権がある

意見書・請願等に議会ができること

議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出できる

国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について、希望することを述べることができる

資格決定、懲罰の判断と留意点等

議会は、議事機関と住民の代表として、立法機関としての役割、議決権限を有する案件の監視機関の役割等、権限と制約がある中、大きく変化する生活環境、経済状況、自然災害等により果たすべき役割は増大しています。議会に与えられた権限をしっかりと行使できるようにしていきたいと思えます。